

---

保険価額について 保険法における定義とその意義

早稲田大学 中出 哲

### 1. はじめに

保険法により 保険契約法理論における多くの論点が立法的に解決され、保険取引の実情を踏まえた規律の整備が図られた。損害保険の基礎理論の中心に位置する被保険利益（3条）や損害てん補の基準（18条）などは、従来からの学説の展開や近時の利得禁止原則を巡る議論はあるものの、商法の条文がほぼ踏襲されていて、継続的な研究領域となっている。

そのなかで目を引くのは、保険法に、保険価額の定義規定（9条）が新たに設けられたことである。この定義は、どのような意義を有するだろうか。

### 2. 保険法における「保険価額」と従来の学説

保険法は、超過保険の規定において「保険の目的物の価額を保険価額という」との定義を設けた（9条）。この用語の利用は、10条（保険価額の減少）、18条（損害額の算定）の第2項、19条（一部保険）および24条（残存物代位）に限られている。商法は、重複保険においても保険価額の用語を利用していたが、保険法は利用していない。

これまで、学説は、保険価額を被保険利益の評価額として理解してきた。超過保険等は所有者利益の保険に限らず、収益や担保権などを利益とする保険にも適合するので、保険法の定義には疑問が示されている。鋭い指摘と認められるが、他の利益の保険の場合には類推適用すればよいので、具体的な支障が生じるとまでは考えにくい。筆者が特に興味を持つのは、保険価額を「被保険利益の評価額」と規定しなかったこと、そして、新たな「保険価額」の定義を設けたことが、保険法の法解釈や損害保険契約理論に与える影響である。

### 3. 保険法におけるいくつかの価額概念

保険法の中で利用されている価額概念をみると、新たに示された保険価額概念との関連から、その解釈に興味もたれる条項がいくつかある。

「金銭に見積もることができる利益」（3条）を見積もったときの価額とは何か

「損害が生じた地及び時における価額」（18条）の「価額」は、保険価額か別の価額か

【平成24年度大会】  
第IIセッション  
報告要旨：一括

---

「保険の目的物の価額」（9条）は、18条の規定が契約で変更されていない場合は、「その時の地及び時における価額」をいうか。新価保険の場合は新価を指すか  
18条2項の「当該保険価額」は、保険契約時の保険価額か、事故時の保険価額か  
仮に9条で保険価額の定義を「被保険利益の評価額」と規定していたらどうなるか

#### 4. 問題提起

従来の学説では、保険価額を被保険利益の評価額と捉えてきた。そして、契約時には保険契約の対象を保険価額として経済的に評価して保険料の算定基礎として利用し（保険金額の概念は保険価額の概念が存在して初めて意味を持つ。）、損害はその利益の毀損とすれば保険価額が損害てん補の最高限度となるので、保険価額を超える給付を被保険利益が欠けるものとしてその無効を導くことができた。保険価額概念を利用して、被保険利益と損害てん補を結び付けて、契約の入口から出口までを体系的に説明していたといえる。

これに対し、保険法は、保険価額は被保険利益の評価額とは規定していない。契約の有効性にかかわる被保険利益の問題と損害てん補の量的評価の問題は、ひとまず切り離されている。しかも、保険価額は、超過しても直ちには無効とはならない柔軟な超過保険の規整のなかの用語として示され、損害てん補の基準としても利用されていない（ただし、18条2項で再び保険価額の用語が利用されていることをいかに解釈するかの問題はある。）。

保険法は、損害保険契約の基礎構造に関わるような部分については、商法の条文をほぼ踏襲している。しかしながら、保険価額を物の利益の保険の場合における用語として利用して、全体として、契約の目的として契約の有効性にかかわる強行法規性のある被保険利益の「存在の問題」と、いかなる基準で損害をてん補するかという「評価の問題」（これは、広義の利得禁止原則の範囲内で任意性が認められよう。）を切り離して解釈することがより自然になっている。また、保険価額を被保険利益の評価額とは定義しなかったことにより、被保険利益を価額概念に支配されずに柔軟にとらえる余地も与えているように思われる。

超過保険等に射程範囲が限定されている9条等における保険価額の概念から、損害保険の基本構造にまで議論を広げることには無理があるかもしれないが、新しい保険法のもとで、改めて損害保険の基礎理論を研究することは、十分に意義があるように考えられる。

## 英国におけるRDRによる金融商品販売改革について

ニッセイ基礎研究所 小林 雅史

### 1. はじめに

英国金融サービス機構（Financial Service Authority、以下、「FSA」という）は、2006年6月から、消費者向け金融商品の販売方法に関する改革（Retail Distribution Review、以下、「RDR」という）を検討しており、2013年実施が予定されている<sup>1</sup>。

特に、金融商品販売に当たっての手数料規制を中心に報告することとしたい。

### 2. RDRの概要

#### (1) 英国の保険監督の根拠法

英国においては、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）第138条（一般規則制定権限）により、金融サービス機構に対し監督下にある金融機関向けの広範かつ包括的な規則制定権が付与されている。

こうした授權により、金融商品については行為規制ソースブック（Conduct of Business Sourcebook、以下「COBS」という）、保障性商品については保険行為規制ソースブック（Insurance: Conduct of Business Sourcebook、以下「ICOBS」という）が制定されている<sup>2</sup>。

#### (2) 英国の保険販売の実態

---

<sup>1</sup> 同時期に、2007年金融危機（ノーザン・ロック銀行の国有化等）への対応の反省から、英国金融監督体制の変更が予定されており、金融サービス機構は解体され、英国中央銀行であるイングランド銀行（Bank of England）内に設置される金融安定政策委員会（FPC）、プルーデンス規制機構（PRA）、金融行為監督機構（FCA）が金融機関の監督を行うこととなっている [小立敬「マクロプルーデンス体制の構築に向けた取組み『マクロプルーデンス、マルチディシプリナリー・アプローチのあり方（国際比較も含む）に係る研究成果報告書』金融庁金融研究センターディスカッションペーパー、2011年6月、金融庁金融研究センター、西方茂晃「英国における新しい保険監督について」『生命保険経営』第80巻第1号、2012年1月など。]

<sup>2</sup> 保井俊之『保険金不払い問題と日本の保険行政 思考転換はなぜ起こったのか』128～134ページ、2011年8月、日本評論社、生命保険協会調査部『生命保険事業における各国の監督規制 イギリス』2012年3月など。

## 【平成24年度大会】

### 第IIセッション

報告要旨：一括

---

英国においては、パッケージ商品(packaged products)と称される金融商品の販売は、専属募集人と独立金融アドバイザー (Independent Financial Adviser、以下、「IFA」という。日本の保険仲立人に該当)に限られるという二極化ルール (polarization rule、1988年～2004年)廃止後も、金融商品の販売の多くはIFAが担っている。

IFAの報酬については、顧客から支払われる fee 方式より、生命保険会社などの商品供給会社から支払われる commission 方式が主流で、販売商品が手数料の多寡により左右される傾向 (commission bias) は否定できないとされている<sup>3</sup>。

### (3) 新たな規制の概要

FSAによる諮問である提議書 (Discussion Paper、DP)、政策声明書 (Policy Statement、PS)<sup>4</sup>などの発出を経て、顧客に対する商品説明の透明性向上、アドバイスの報酬体系が商品の選択を歪める可能性の是正、金融商品のアドバイスの専門性基準強化が行われる予定であり、COBSやICOB Sなどの改定案が確定している。

## 3. おわりに

RDRにおいては、adviser charging という新たな報酬体系の導入により、IFAの報酬について commission 方式を全廃し、顧客から支払われる fee 方式のみとし、商品供給業者からの顧客への割戻し (rebate) も許容しないこととされている。英国と日本の保険募集実態は大きく異なるものの、日本においても金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」において商品募集のあり方などについて幅広く検討が行われている中で、参考とすべき点もあるものと考えられ、英国の募集規制の変更後の動向について引き続き注視していきたい。

---

<sup>3</sup> クレア・スミス「英国生保販売チャネルの動向 - 二極化ルール撤廃の動き」『生命保険経営』第71巻第6号、2003年11月、清水宏紀、コーリン・J・サヴェジ、林彩子「英国金融サービス制度改革と将来展望」『生命保険経営』第78巻第4号、2010年7月など。

<sup>4</sup> 「Consultation Paper、CP」(諮問書)は、FSAが制度創設・改定を行う場合の公式な業界等に対する諮問手段であるが、予備的・非公式なものは「Discussion Paper、DP」(提議書)とされる。CPによる公式な諮問を踏まえ、「Policy Statement、PS」(政策声明書)が発出され、詳細な方針が提示される (FSA「Reader's Guide」)。

---

## イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の概観と比較法的示唆

早稲田大学 中村 信男

### 1. 本報告の対象

本報告はイギリス保険契約法に関する比較法的研究の一端として、イギリス保険法改正プロジェクトの一環で本年5月8日に成立した2012年消費者保険（告知・表示）法を概観し、わが国の保険法制への示唆を得ようとするものである。

### 2. 2012年消費者保険（告知・表示）法の制度的背景と射程

イギリス保険法は、18世紀・19世紀に形成されたコモンローを基礎にしつつ、その一部が1906年海上保険法として法典化されているが、裁判所は、同法があらゆる形態の保険契約に適用されるとする立場をとり続けてきた。そのため、保険契約者が消費者である保険契約（以下、消費者保険契約）にも、コモンローや1906年法の規律が同様に適用され、消費者に酷な結果をもたらしてきた。

第1に、イギリス法上 保険契約申込者は一切の重要事実を自ら告知する義務を負う（最高善意の契約）（同法17条、18条1項）が、消費者保険契約では消費者が当該義務を認識していないとか、告知すべき事項の範囲等が判然としないため、既存の保険法理は消費者が履行できない義務を課すものと指摘されてきた。

第2に、保険契約の締結に際し保険契約申込者等が保険者に行った一切の重要な表示は真実でなければならないが（同法20条1項）、それが真実でなかったときは、当該表示を行った保険契約申込者が誠実かつ合理的に行動したとしても、真実表示義務違反とされる。

第3に、これらの義務の違反が認められると、保険者は、保険契約を取消し、保険金の支払いを一切拒絶することができる（同法18条1項・20条1項）。そのため、上記2つの義務が消費者に過重な義務となっていたものである。

第4に、イギリスでは、消費者保険契約でも、保険契約申込者が行うすべての告知等が正確であることを保証する条項（warranty）が挿入された場合は、当該表示が危険測定上重要か否かを問わず、保険契約申込者がwarrantyの義務を履行することを要し、その者がこれに違反したときは、保険者は保険契約を取消すこ

とができる。そのため、この契約条項が消費者に不意打ちを与えてきたことから、運用面はもとよりルールとして迅速な是正が求められてきた。

### 3. 2012年消費者保険（告知・表示）法の規律の概要

2012年消費者保険（告知・表示）法は、対象となる消費者保険契約を定義した上で、第1に、消費者が保険契約締結の前に保険者に対して不実の表示を行わないようにする合理的注意を払う義務を負う旨を定めること（最高善意契約性の修正）で（同法2条2項）、過失の有無を問わず不実告知・不実表示について契約の全部取消を許してきた既存の保険法理を変更する。

第2に、当該義務の違反の場合の効果についても、保険契約申込者である消費者の主観的事情を、悪意またはそれに準ずる場合と、不注意（過失）の場合に分け、前者の場合は、保険契約の取消と保険金請求全部の拒絶、保険料返還義務の免除を保険者に認める一方、後者の場合は、虚偽の告知等がなければ保険者がどのように対応したかによって、法効果を、保険契約の取消と保険金請求全部の拒絶、保険契約の条件の変更、支払保険金の減額にきめ細かに区別する（同法4条・5条、第1附則2条～8条）。

第3に、消費者保険契約では、warranty義務を保険契約（申込）者に負わせることができないものとし（同法6条）、不意打ち防止措置を講じている。

### 4. イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の意義とわが国への示唆

2012年消費者保険（告知・表示）法は、第1に、保険法体系として消費者保険と企業保険とで規律を区分し、第2に、告知義務違反に対する保険者の対応として保険契約申込者の主観的事情に応じた取扱いを導入する。第1の点は、保険法において明文上、家計保険と企業保険に規律上の差異を設けていないわが国の保険法制に対し再考の契機となるものと思われるが、第2の点についても、プロ・ラタ主義の採用を見送ったわが国保険法制にとって、改めて告知義務違反の効果を検討する必要があることを示唆するものといえるではなからうか。

イギリスでは現在も保険契約法改正プロジェクトが進行中であり、その動向は、わが国の保険契約に関連する比較法的研究のテーマとして引き続き注目に値するものであろう。本報告がその一助となれば幸いである。